

京都精神保健福祉士協会

きょうと通信

No.61



2008年3月発行

事務局：財団法人 長岡記念財団内
〒610-0843 京都府長岡京市友岡4丁目18の1
TEL 075-951-9201 (代)
FAX 075-954-1210 (代)
e-mail office@kyo-psw.org
HP <http://www.kyo-psw.org/>

【2008年度総会および記念講演会のご案内】

日 時 : 2008年5月25日(日)

記念講演講師: 湯浅 誠 氏

(NPO法人自立生活サポートセンター・もやい 事務局長)

＊記念講演は日本精神保健福祉士協会京都支部との共催で行います。

＊後日詳細を御連絡します。

【1月例会報告】

日 時 : 2008年1月19日(土) 14:00～17:00

会 場 : 京都府職員福利厚生センター 第二・第三会議室

テーマ : 「障害者自立支援法施行後の現状報告会」

報告者 : 保健所では～京都府より 熊取谷 晶さん(山城南保健所)

京都市より 荒木 洋子さん(伏見保健所醍醐支所)

医療機関では～是澤 雅代さん(京都民医連第二中央病院)

障害者生活支援センターでは～支援センターのつどいより

倉田 由樹子さん(障害者地域生活支援センター西京)

グループホーム・ケアホームでは～京都精神保健福祉施設協議会より

宮崎 彰造さん(障害者地域生活支援センターらしく)

日中活動支援の現場では～京都精神保健福祉施設協議会より

清水 紀雄 氏(友輪館)

参加者 : 60名

1月例会は障害者自立支援法施行後の現状報告会として、6つの現場からそれぞれお話しいただきました。この日は最近の例会の参加者数の平均をはるかに超えた60名の参加があり、このテーマに対するみなさんの関心の高さをあらためて実感しました。3時間弱という時間内では6つの現場の現状について深められるものではありません。しかし、今回はとにかく自身のかかわる現場以外も含めて法施行による変化や影響を共有する機会にしたいと企画しました。また法による影響に対して話題の多い日中活動の場だけでなく、あまり知る機会がない保健所や医療機関の現状も取り上げたいという思いがありました。報告者はそれぞれの現場でご活躍されている方で、話の内容はより具体的でわかりやすいものでした。アンケートでは「自分の現場のことしか知らなかったということがわかった。」「状況がよくわかった。」「混乱した状況だからこそ、それぞれの現場どうしがもっともっと気軽に話せる場が必要。」などの感想が寄せられました。日々のかかわりの中でさっそく取り組めることも多かったと思います。さらに今後、法に対してどのようなことが求められるかという問いに対しては「法制度の課題について知り、どんな対応が必要かなどディスカッションすること」「法を理解し利用者へきちんと情報提供できること」「行政への働きかけ」などが寄せられました。わたしたちは引き続き、この法律によるさまざまな影響をきちんと捉えていかなければなりません。そして個別のかかわりの中で、各機関の中で、さらに協会としてなすべきことを見据え、行動していきたいと考えています。

各報告者のみなさんに、改めて「伝えたかったこと」を短くまとめていただきました。
(障害者自立支援法委員会)

- 熊取谷晶さん（京都府山城南保健所）

短い時間でお話できなかったことをお伝えできればと思います。

京都府の保健所再編後の話や自立支援法下での相談員の関わり部分に焦点をあてて話をしたので、これまでの精神保健福祉業務について述べるができなかったのが残念です。

保健所で実施している精神保健福祉相談や家族支援（家族教室や交流会）、普及啓発や研修事業も従来通り実施しています。ただ以前より少し形が変わってきました。保健所が1ヶ月に一度訪問していた方について、市町村保健師や相談支援事業所に関わってもらうことによって、3ヶ月に1回になりました。保健所の家族教室や交流会、研修などの事業も地域の関係機関と合同で取り組むことによって実施しています。自立支援法が施行されて、社会資源＝ヒト・モノ・カネについて考えさせられることが多くなりました。現在、補助金がたくさんついて、施設がどんどん作られる状況にはありません。しかし地域の中で、当事者に理解を持って関わってくれる人は増やしていけるだろうし、地域づくりを当事者や家族にも参加してもらって、一緒に協働していくことはできるのではないのでしょうか。

人と人をつなげる役割は、精神保健福祉士の活躍できる分野だと思います。まずは、地域で、関係機関が集まって、当事者や家族の声を聞いて、どうしたら地域の課題を解決するアイデアや工夫ができるか話し合う場ができることが大切です。自立支援協議会がそういう場になれば良いと思います。当日は、不十分なお話になってしまい、申し訳ありませんでした。今後も宜しくお願いします。

- 荒木洋子さん（京都市伏見保健所醍醐支所健康づくり推進室）

<自立支援法の施行によって保健所はどう変わったか・・・>

京都市における保健所業務として、従来から居宅介護事業および通院医療費公費負担

の申請受付は行われていましたが、現在の障害者自立支援法における障害福祉サービスと自立支援医療関連の業務は、比較にならない程、時間と労力を要し、精神保健福祉相談員に至っては、認定調査や連絡調整などに要する時間がこれまでの主業務であった地域精神保健福祉援助活動を圧迫しているのが現状です。

利用者の立場からみれば、制度の明文化により、情報をキャッチする機会が増え、事業所の増加により、選択肢も広まったとは言えますが、ケアマネジメントが不十分な中での様々な弊害も在り、今後の実施運営のあり方を検討していく必要が在ると考えます。

また新規事業所や知的・身体施設の施設・市外の施設等との交流を図り、相互理解を深めるためのネットワークづくりは早急の課題といえるでしょう。

- 是澤雅代さん（京都民医連第二中央病院）

自立支援医療がいかに医療機関を混乱させているかという内容の報告になってしまいました。利用者は「よくわからないから病院等医療機関におまかせしている」という方がほとんどです。この制度になってから、医療機関も利用者も行政側もすべてに負担が増えただけで、よくなったという意見はほとんど聞きません。手帳と更新月を同時期にするなど、制度を使いやすくするための改善の余地はたくさんあると思います。何とかしてください！というのが率直な思いです。

- 倉田由樹子さん（京都市西部精神障害者地域生活支援センター西京）

自立支援法施行後、複雑なサービス・煩雑な手続きのため問い合わせの相談は増えたものの京都市内のセンターでは、利用者への直接的に大きな影響はなかったように感じています。しかしサービス利用計画作成の支給決定対象になった方には、混乱が生じている例も多くあります。府内では、市町村により多少の格差はありますが、4ヶ所の支援センターは、各市町村との委託契約を交わし存続が確定しました。しかし、予算の減少があり厳しい運営状況です。今後、サービスの手続きの簡素化や施設の運営など、利用者のための法律となるよう、多角的な面からの見直しが必要だと考えます。

- 宮崎彰造さん（京都市北部精神障害者地域生活支援センターらしく）

京都市内にある数箇所の事業所に電話で聞き取りした内容を基に、ポイント・問題点等をあげます。

①入居前の「居住地特例」という問題。病院や施設は「居住地」とは認められず、利用前に住んでいた所の自治体が、認定調査や支給決定、入居後の給付等を行っていきます。この点が、入居前や入居後の手続き等を煩雑なものにさせている。②利用料について。生活保護の人以外でも、資産状況等によっては自己負担なしという方もおられる。③請求事務。国保連への請求事務が煩雑でややこしく、作業に時間と手間が取られる。④事業収入。支援法以前との大きな違いは、給付が日割りになったという点。入居者が入院・外泊すると、減算の対象になる。支援法以前から、微々たる補助金で比較的重度の利用者を受け入れてきた事業所では、支援法のケアホーム指定をとってから増収になった所もある。

このグループホーム・ケアホームは、精神障害者が地域で安心して暮らすための大切な社会資源。利用者にとってもっと使いやすく、事業所側にとってもっと運営しやすい制度になって欲しい。そして、どんどん数が増えてほしいと思います。

• 清水紀雄 氏（友輪館）

障害者自立支援法が施行され、もうすぐ2年が経過しようとしているが、未だに移行していく施設が少ない中、友輪館では利用者に説明会を実施するなどし、理解していた後、平成18年12月に移行しました。移行してからは以前の作業所とは違い、「働く」「憩う場」から「訓練」を受ける場へと環境を変えることができました。また、移行前にしっかりと問題点などを職員同士で話し合った事が良かったのか、移行後も利用者との間でトラブルも無く現在まで運営が来ています。

【1 月例会感想文】

京都市中部精神障害者地域生活支援センター「なごやかサロン」
吉水 莉恵さん

多岐にわたる報告でしたが、印象に残ったことは、自立支援医療等の手続きが煩雑で当事者の方々が困っているケースがあることや、多くの機関から事務等の仕事が増えたという報告があり、中にはそのことで当事者の方との直接の関わりが減ってしまっているとの報告です。実際、私の勤務する支援センターでも「何か書類が届いたがこれは何か?」「書類がなかなか届かなくて困っている」等の相談があり、変化に戸惑われている方もいるのではと感じています。ちょっとしたことで調子を崩される方もおられるので、気楽に話せるように時間を取り、当事者の方一人ひとりを地域で支えていけるように、支援センター職員として役割を担っていきたいと思います。

京都西陣公共職業安定所 専門相談部門 井之内 明夫さん

「働くために利用料を支払わなければならなくなったから...」

ハローワークを同じ理由で訪れた求職者は、皆一様に納得のいかない表情をしていました。障害者自立支援法は一般就労を目標とする人々に多くの葛藤をもたらしたようです。新体系への移行に伴う「収入減」という突然の事態は、障害のある方々の経済的側面だけではなく、活動のモチベーションや働き手としてのプライドに少なからず動揺を与えたと思います。

各現場の報告を伺って、法施行による影響が具体的にどのように現れているのか、その一端を知ることができました。障害のある方々がこの法律の下で納得できる暮らしを模索するなか、援助者もまた法律への対応に苦慮している姿が浮き彫りになったと思います。

精神障害者の雇用は依然厳しく、たとえ職業準備性が整っていても就職活動に伴う緊張や不安が大きければ就職に結びつくことは困難な状況にあります。この法律の下で障害のある方々が心身ともに十分な準備を整えて一般就労へ臨めるように私も努力しようと思います。

【2 月例会報告】

日 時	: 2008 年 2 月 2 日 (土)	14:00~17:00
会 場	: 京都府職員福利厚生センター	第 1 会議室
テーマ	: 「事例を通して医療観察法を考えるーPSW の視点から検証する」	
講 師	: 李 まり子 氏	光愛病院 生活支援室課長 PSW
参加者	: 33 名	

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（以下、医療観察法）が2005年7月に施行されて約2年半が経過した。学習会はこれまで5回にわたり、例会や学習会などで医療観察法と関わりを持ってこられた4名の講師にお話をお伺いし、1回は私たち学習会会員の率直な想いを聞いていただく機会を設けさせていただいた。

6回目となる今回は、2月例会として、医療観察法に対して「反対」の立場を明確にされながら、観察法指定通院医療機関である光愛病院のPSWとして働いておられる李まり子さんをお招きしてお話をお伺いすることができた。

李さんは、これまでの歴史や法の全体の説明の後に、事例をあげ、現状の問題点を①法そのものの問題点と、②法の運用上の問題点を指摘、結論は「医療観察法は魔法にすべきだ」と極めて明快な話の流れであった。しかもその根拠は、事例を通じての事実を提示されて説明される。それを声高にではなく淡々と。しかも冷静に。

まず驚いたのは、医療観察法の処分は、法的には行政処分にあたるという事実。医療観察法によって決定される入院処遇・通院処遇などは、本人の「利益となる処分」として位置づけられているという。それは「行政処分」であるので、その医療観察法の対象となる重大な行為（殺人・放火・強盗・強姦・強制わいせつ（各未遂を含む）、傷害、傷害致死）の立証は必ずしも必要ではない、とのこと。提示された事例は現行犯逮捕であったが、この法の持つそもそものところでは背中がぞくっとしてしまった。

さらに法の問題点として、①検察官の申立の裁量がいまいであるため、非常に軽微な他害行為での申立が多い、②現在通院治療中であり、保健医療福祉専門職が客観的に見て十分安定して通院医療をしても、検察官が申立をすれば鑑定入院のために入院させられることがある。確かに法律がそうなっているのだから違法ではないのだが、これは不必要な拘束にあたるのではないだろうか、などなど事例を通して指摘された。これらはむしろ法そのものの問題点として考えていかなければならない。

次に、指定通院医療機関の精神保健福祉士としての立場からは、法の運用上の問題点もいくつか指摘された。①まだ関係機関の連携が十分ではないこと、②逆に本人の細かい情報を実に多くの関係者が一様に共有することに問題はないか（医療観察法適用者ということだけでスティグマとなっているのが現状）、③治療ガイドラインそのもののあいまいさなどもていねいに説明いただいた。

今回のお話をお伺いし、まさに現実としての医療観察法が迫ってきた。それは、これまで私たちが今まで学んできたことを再確認し、さらにその法に向かいあうPSWの姿勢やその視点を示していただけたからであると思う。私たちが支援している利用者・メンバーが、このような問題の多い法律の上で処遇が決定され、人生が左右されてしまうおそろしさ。「事例があることで身近に問題を感じることができた」「あまりにも軽微な事件が申し立てられていてショック」「自分がこれから何をしていかなければいけないのか、考える材料（きっかけ）をいただきました」という参加したみなさんの感想を見ても、自分のこととして医療観察法を考えるきっかけとなったことが分かる。良いプログラムとなり、あわせて学習会の参加希望者もさらに6人増えることになり、学習会メンバー一同、李さんには本当に感謝している。

以前からある精神保健福祉法についてもまだまだ問題点が多い。さらに近年、さまざまな社会保障制度改革が行われる中で新たに施行されているこの心神喪失者等医療観察法や障害者自立支援法などについても問題点の方がむしろ多い法律である。つつい私たち精神保健福祉士も、法が新しくなると、いかにその法律を学ぶうまく運用させていくかのところに焦点があたりやすい。しかし、それ以前に（あるいはそれと同時に）その法の持つ問題をしっかりと見つめ、社会にとってどんな法律が望ましいのかということを考え、それを改革していく行動を行っていかなければならない。ソーシャルワ

カーとはまさにソーシャルを相手にしてこそソーシャルワーカーである。そういう専門職でありたいと改めて考えた例会でもあった。

最後に、講師の李さんも運営に携わっている「医療観察法.NET」、ぜひ、みなさんも一度のぞいてみてください。分かりやすく、良くまとめられた情報がたくさん掲載されています。

<http://www.kansatuhou.net/index.html>

(医療観察法学習会メンバー・上田、野本、花房、丸木、物、佐藤)

【2月例会感想文】

光愛病院 地域生活支援室 南 さやかさん

去年光愛病院に転職するまで、医療観察法を身近に感じることなく普段の業務についていました。医療観察法の学習会に出席しても、ピンとこないというか雲をつかむような気持ちでした。当院が指定通院医療機関ということで、(自分の担当ではありませんが)実際に通院されている対象者の方に出会う機会があります。いろんなサポートを受けながら地域生活を送っておられる姿に良かったなあと同時に、「医療観察法で受ける“医療”は特別なのか？」という疑問を持たずにはいられませんでした。

例会では、医療観察法が成立するまでの経緯から、精神障害に対しての強い偏見となぜ保安処分と呼ばれているのかということを理解した上で、事例から現状と問題点を学ぶことができました。グループ討論は時間が足りないくらいでしたが、今何が起っていて、何が問題なのか？を話し合い深めていきました。私が日常で感じていたこと、医療観察法の医療が特別ではなくむしろ精神科医療の貧困さの問題だということも確認でき、事例を通してこの法律の適用となることで受ける不条理な処遇やずっとレッテルを貼られてしまう怖さを知りました。グループの中に、様々な立場の方がおられたことで、被害者支援について、審判のあり方、保健所の役割や現場の戸惑いなど、様々な考え方に触れられて、大変有意義な時間でした。

現場で何が起きているのか知らないというのは恐ろしいことです。2010年には改正予定のこの法律がどうなるのか。どうしていくのかを考えるためにも、私たちは知らなくてははいけないし、それは何もクライアントのためだけというよりは、どういう社会を目指すのかということにつながっていくように思います。

京都市中部精神障害者地域生活支援センター「なごやかサロン」

藤井 弘さん

PSWとしての視点での事例を通してのお話は、大変わかりやすいものでした。「再犯の可能性」による拘束の問題だけでなく、実際の関わりでの課題や、PSWとしての葛藤をととても感じました。通院施設の利用はごく一般的になっており、軽微な内容であっても、申し立てがなされるという問題点など理解できました。

以下、個人的に頭をよぎったこととして。①刑法改正、保安処分の問題(京都の精神医療の歴史の中で)について、誰がどのようにバトンタッチをするのかという「たすきわたし」の問題。②援助関係について。地域とのトラブルで、警察に迎えに行くこともある中で、重なれば本法の対象ともなりうる。また、訪問時、特に入院を要する混乱した状態の中で、興奮されている場合、自分の身も守りつつ、相手も守らなければならない。そうした以上の事態に至った場合、援助関係とは異なる、法的な関係となる中で、の当事者への敬意を保つためには、などを思いました。

~~~~~

## 【リレー職場紹介】

京都ふれあい工房 川田 よしみさん

社会福祉法人伏見ふれあい福祉会「京都ふれあい工房」は京都市伏見区の丹波橋にある、精神しょうがい者の小規模通所授産施設です。現在 31 名の利用者（メンバーと呼んでいる）が登録しておられます。平成 10 年 5 月に開所してからそろそろ 11 年目を迎えます。平成 14 年にふれあいサロンつばさを併設。昨年にはホームヘルプステーションきらら、障害者相談支援センターかけはしが新たに法人内に加わりました。

私は京都ふれあい工房で、主な時間をメンバーといっしょに授産の仕事をして過ごしています。ケーキを焼いたり、箸袋を作ったり、生協の仕分けの仕事をしたり…。そして必要に応じて面接をしたり、相談にのったり、関係機関と連絡をとったり…。メンバーの帰宅後は続けて授産の仕事を片づけたり、事務仕事をしています。

精神保健福祉士としての仕事、とあえて言われるとむずかしいのですが、ここ、京都ふれあい工房では、まず、メンバーに寄り添うことでしょうか。発病して長年自宅で引きこもっておられた方、いじめられて以来、人が信用できなくなってしまった方、人間関係も無くしてしまった方、仕事を辞めざるを得なくて自信をなくしてしまった方…。あいさつから始まって、作業をしながら、何気ない会話を交わす毎日です。もちろん、がんばって通ってこられる大きな目的のひとつに工賃を得ることがあります。最低賃金の 3 分の 1 強の時給辺りから上げることはできないものの、メンバーのみなさんの励みになっていることは確かです。私達職員はそれをいかに確保するか、ということも大切な仕事のひとつになっています。そして、そうした授産を通して、むずかしく考えなくてもいつのまにか、地域との交流ができてきているのも授産施設のいいところかも知れません。

京都ふれあい工房が、いろんな心の傷を負ってきたメンバー達に安心して楽しく通っていただける場であってほしいと思っています。そしてその中で、ひとりひとりが大切な存在であるを感じていただきたいと願っています。また、それと同時に、特に若くして発病された方に、社会人として、地域の人たちと対等につき合えるようなつきあい方を伝えていけたら、と思ってうるさい人になっています。

~~~~~

【2007 年度第 5 回 京都精神保健福祉士協会役員会概要報告】

日 時	2008 年 2 月 16 日（土）	13：30～18：50
場 所	高木神経科医院	会議室
出 席	齊藤・月川・中瀬・西村・姫野・物・賀来（事務局委員）	
欠 席	亀海・熊取谷・佐藤・菅生・前田・瀧井（事務局委員）	
議長：物	書記：賀来	報告書作成：物

議案

1. 対外関係

- ☐ 京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議報告（齊藤）

開催日 2008 年 1 月 28 日（月） 14:00～15:30

場 所 ルビノ京都堀川

出 席 保田美幸さん（権利擁護委員会委員）

□第 16 回精神科救急学会総会京都大会 後援名義使用承認報告（すでに承認、通信掲載済み）

開催日 2008 年 10 月 14 日（火）～16 日（木）

会 場 国立京都国際会館

2. 研修研究部

□例会（西村・物・斉藤）

1 月例会「障害者自立支援法施行後の現状報告会」、2 月例会「事例から考える医療観察法」は専門委員会の企画運営で実施されその報告がなされた。また、3 月例会「これでいいのか金銭・貴重品管理！？」の準備状況について報告された。さらに 2008 年度 6 月例会について検討した。

□専門員会・学習会

権利擁護委員会（斉藤）：3 月例会を準備中、「日常的な金銭・財産管理に関するアンケート調査」は考察のまとめにとりかかっている。学会への結果発表については会員に相談しながら進めたい。有効な時期があるのではないか、結果をふまえた再調査などが必要ではないかといった意見などが出された。

倫理について考える委員会（西村）：作成中の冊子の構成案、原稿の一部が資料として提出され、掲載内容のプライバシーの問題について検討した。

障害者自立支援法委員会（月川・西村）：1 月例会を企画運営しての報告がされた。

医療観察法学習会（物）：2 月例会の企画運営について、また 3 月 6 日に今年度の振り返りかえりなどを行う予定と報告された。

3. 通信情報部

□通信（月川）

委員の異動について報告、相談がされた。3 月以降の通信発行予定について検討した。

□ホームページ（斉藤）

新たに 2 名の委員の参加を得られ新体制ですすめていくこと、ホームページのあり方、目的、対象については担当役員でこれから検討していくこと、予定していた委員会がもてず年度内には持つ予定との報告がされた。例会案内のホームページ掲載については、例会担当者が講師に了解を得ることが改めて確認された。

4. 組織運営部

□規約改正案等について

会員に意見を募ったところ 1 名から返信があり、とりいれることとした。

倫理綱領を採択している日本協会との懲戒処分の整合性について、また京都協会、日本協会の二つの組織に加入している者が倫理抵触行為をおかした際の対応について検討が必要ではないかとの意見があり、検討するも結論には至らず引き続き検討し、さらに倫理委員会での相談事項とした。

5. 会計（月川・斉藤）

会費未納者に督促を行う、2 年未納者は 3 名。収支について何点か確認がされた。

6. 事務局

事務局で使用中のパソコンの不具合について、パソコンを提供いただいている長岡記念財団で機種交換を費用も含めて対応してくださること、25 日にそれにとりなうソフトの入れ替えなどの作業を羽鳥さんに依頼をしていること、また、プリンターの不具合については必要に応じて修理に出す予定と報告がなされた。

7. 倫理委員会（物）

3月12日（水）6時半より、今年度の倫理委員会を開催予定との報告がされた。

8. 2008年度総会（物）

次年度の総会記念講演会について、テーマ、講師について検討するが決定には至らず、引き続き検討し早急に決定することとなった。

9. 2008年度事業について

□会員の労働環境調査について（物）

前回の役員会で調査の実施が承認され、その後協力者をあつたところ会員である岡田まりさん、藤原真由美さんのお二方が申し出てくださり、依頼することとなった。現在、総会で提案すべく調査票の準備中である。お二方の作成中の調査項目票を提示され意見が求められた。

□研修のあり方検討委員会の設置（西村）

責任ある専門職として存在するため協会の研修の体系化をはかる必要があるのではないかと三役会で協議したと提案され、承認された。来年度一年をかけて検討していくこととする。

□協会規約等の冊子作成（物）

総会議案書に資料として添付している規約などや、協会組織図、設立趣意書などを冊子にまとめ保存版として配布する案について、次年度には実施したい。

□選挙（物）

2008年度は選挙実施の年度であることが確認された。

次回役員会は、3月22日（土）開催予定

【事務局からのお知らせ】

会員数 2008年3月10日現在 287名

《変更届・退会願の提出のおねがい》

所属、連絡先、郵便物のお届け先などの協会にご登録いただいている内容に変更があった場合は、必ず事務局まで変更届をご提出いただくようお願いいたします。4月下旬には総会議案書をお送りする予定です。変更の手続きをお願いいたします。

退会をご希望の方は、2008年度総会までに退会願のご提出をお願いいたします。総会を終えての退会は、2008年度の会費を納めていただくことになりますので、お気をつけください。

変更届、退会願は、会員名簿に添付しています。コピーしてご使用ください。どうぞ、よろしくお願いいたします。

《「きょうと通信」郵送利用の皆さま》

次年度よりメール配信を利用される方は、総会までに、FAX、もしくはメールにて事務局までご連絡いただくようお願いいたします。総会を過ぎてのご連絡は、メール配信に移行されても、郵送負担料をお支払いいただくことになります。どうぞよろしくお願いいたします。

ほっとひと息コーナー VOL.3 ～ おすすめの本 ～

「貧困襲来」

著者 湯浅 誠

山吹書店 2007 年 ¥1,500+税

「貧困」が「襲来」です。右から左へ受け流せないタイトルです。「しょうもなっ。」と一蹴されると思いますが、本の内容はそうではありません。実際に現場で関わっている著者であり、また言葉が日常的でわかりやすいです。これは非常に重要で専門用語を駆使して書かれたら読む気も半減ですが、「五重の排除」や「溜め」といった言葉を使いながら現状を分析しています。さらにこの本には生活保護に該当するかを算定するCD-ROMが付いています。早速私も試してみました結果は...

あとがきに「この本を読んでよかったと思ったら、地元の図書館にリクエストを出して欲しい。本を買うお金のない人にこそ、本当は読んでもらいたいから。」とあります。知らないことは、選択することさえできません。自分が悪いという思考に陥り最悪自殺です。

貧しくても希望があれば生きられるが、それさえ奪われてしまう現状はやはりおかしいです。

だから今回はこの本を紹介します。多くの人が貧困とは無縁ではないことに気づき、考える機会を持っていただければと思います。

つばき医院 斉藤 徹さん

会員の皆様ほっとひと息のコーナーへ投稿をお待ちしております。お薦めの本、場所、映画、レシピ等事務局までどしどしお寄せください。

編集委員一同

【編集後記】

年度末で忙しくされている方も多いのではないのでしょうか？そんな中、またしても障害者自立支援法の改正があります。追いつくのに必死な私ですが、医療観察法などアンテナを高く、来年度も頑張れたらと思います。(吉田悦子)

梅の花が咲き、少しずつ暖かい気候になってきました。この61号もみなさんのあたたかいご協力をいただけたことをうれしく思っています。(永田絢美)